

南丹市販路開拓支援事業の2次申請受付について

南丹市内事業者の新規顧客獲得や販路拡大に向けた活動を支援する「南丹市販路開拓支援事業」の本年度2回目の交付申請を受け付けます。

●**受付期間** 11月12日(月)から随時

●**応募資格** 南丹市内に本社、主たる事業所または店舗を有し、市税を滞納していない者であって、次の①～⑤のいずれかに該当する事業者

- ①南丹市工場等誘致条例または南丹市京都新光悦村企業立地促進条例の規定により指定を受けた事業者
- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ③農事組合法人または集落営農組織
- ④個人事業者(生計を一にする家族は一事業者とする)
- ⑤その他、市長が適当と認めた事業者

●**助成内容**

- ・補助率：10/10以内で上限額は20万円(ただし、予算の範囲内での交付とし、申請額満額とならないことがあります)
- ・助成対象経費：出展料(小間料、会場使用料)、装飾料(備品不可)、広告宣伝費、委託費、梱包運搬費、旅費(ガソリン代は除く)、人件費(展示会限りの雇用が対象で、親族などの雇用または社員の人件費は対象外)、謝礼(展示会に係る出展補助などの専門家費用)、通訳・翻訳料、宿泊費(5千円上限/日、2人まで)

●**その他**

- ・今回の募集は、交付申請書提出順に受け付けを行います。本事業について問い合わせ中や、交付申請書提出済みであっても書類に不備がある場合は、交付申請書の受け付けを行った事業者を優先し、予算額に達し次第、受け付けを終了します。
- ・1事業者当たり年間2回まで申請可能です。
- ・同一事業者に対する補助金の交付は3カ年、合計100万円を限度とします。個人事業主の場合、生計を一にする家族や個人で複数の事業を展開する場合も全て一事業者とみなします。
- ・商品の販売が主たる目的となる事業は対象外です。また、他の制度による補助金や助成金などの交付を受ける事業も対象外です。
- ・出展する展示会などにおいて、南丹市の定住促進や企業誘致、観光客誘致に向けた資料などの掲示や配架、配布などを行うことが条件です。
- ・人件費は、支払の根拠となる就労規則など資料の提出がないと、補助対象経費とみなさない場合があります。

●**申請方法** 持参または郵送(持参の場合、受け付けは市役所開庁日の午前9時～午後5時)

※詳細は市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

☎商工観光課

☎(0771) 68-0050

✉kankou@city.nantan.lg.jp

くらしの資金貸付(年末分)を受け付けます

くらしの資金貸付制度は、病気や失業、不慮の事故、災害などで、生活のためにどうしても緊急一時的な資金を必要としている家庭に活用していただくための貸し付けです。次のとおり平成30年度年末貸付の申し込みを受け付けます。

●**受付期間** 11月16日(金)～30日(金)

●**貸付限度額** 10万円以内

●**返済方法** 毎月割賦償還(最長20回)

☎南丹市社会福祉協議会本所
☎(0771) 72-3220

☎各事務所

☎園部(0771) 62-4125

八木(0771) 42-5480

日吉(0771) 72-0947

美山(0771) 75-0020

水道量水器の取り替えについて

計量法に基づき8年ごとに水道量水器の取り替えを行っています。今年度も11月から該当する使用者宅などの量水器を取り替えます。「南丹市量水器交換業務従事者証」を持った水道工事業者が伺い、無償で量水器の取り替えを行いますので、ご協力をお願いします。

なお、量水器取り替え後、出始めの水が濁ったり空気が出たりする場合は、蛇口を開けてしばらく様子を見てください。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

☎上水道課

☎(0771) 68-0053